

令和3年4月1日

保護者の皆様へ

幼保連携型認定こども園
美木多いっちゃん保育園
ベビーセンターいっちゃん保育園

日本スポーツ振興センターの災害給付制度について

この制度は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園及び保育所の管理下における児童生徒の負傷、疾病、障害又は死亡に関して、必要な給付を行うものであります。

保育所では、児童全員の加入をお願いしたいと思っておりますので、ご同意いただき、下記の共済掛金をご負担下さいますようお願いいたします。

1. 共済掛金(児童1人当たり年額)

	共済掛け金の額	加入者(保護者)負担額	園の負担額
幼保連携型認定こども園の園児 (一人当たり)	285円	240円	45円

2. 保育所の管理下とは

- (1) 児童が保育を受けているとき。
- (2) 児童が、通常の経路及び方法により、保育所に通い、又は保育所から帰宅するとき。
- (3) 前(1)～(2)に掲げる場合のほか、文部科学大臣が、厚生労働大臣と協議してこれらの場合に準ずる場合と定める場合。

3. 給付額

災害	災害の対象	給付内容
負傷又は疾病の場合	保険点数が500点(5千円)以上のもの *生活保護世帯は対象外	保険点数の4割 *乳幼児医療・ひとり親家庭医療の助成を受けた場合は1割
障害が残った場合	負傷又は疾病の治癒後において身体に一定程度以上の障害が残った場合で14級に区分される。	障害見舞金は、3770万円(1級)から82万円(14級) 但し、通所(園)中に係る見舞金は、2分の1
死亡した場合	災害による死亡 突然死等	死亡見舞金は、2800万円 但し、突然死・通所(園)中に係る見舞金は、2分の1

4. 給付の手続き及び支払いについて

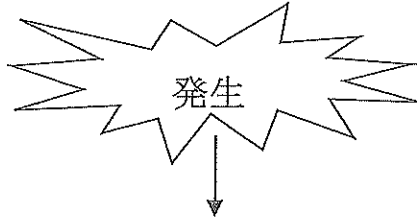
- (1) 保育所が月末にまとめて給付請求の手続きをします。なお、手続きに必要な医療機関等からの書類を求める際、その行為を保育所職員に依頼される場合は所定の依頼文書及びに同意書に署名、捺印をお願いいたします。
- (2) 給付金がお手元に届くのは、請求してから約2～3ヶ月ほど後になります。
- (3) 通所(園)中の災害(交通事故は除く)または、帰宅後に異常が判明して、医師の治療を受けた場合には、直ちに保育所へご連絡下さい。

*日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について不明な点、質問などがございましたら保育所までご連絡ください。

保育園でのケガの発生から、給付の流れについて

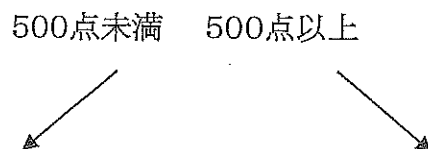
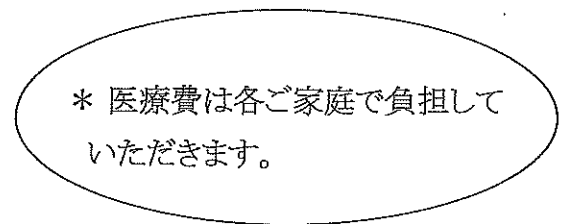
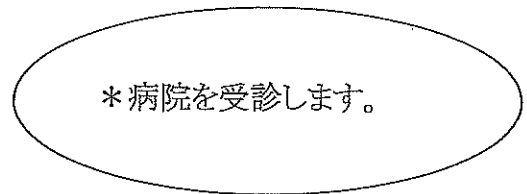
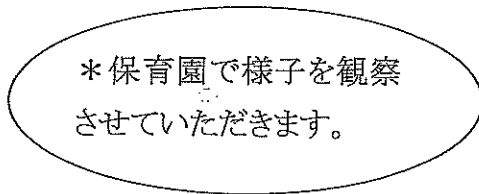
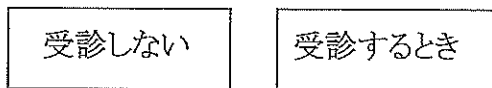
美木多いっちゃん保育園

保育園で保育中や登下校中にケガをして、病院を受診したとき、スポーツ振興センターへ申請出来る場合があります。



- * 保護者へご連絡いたします。
- ・ ケガや園児の様子のご説明
- ・ かかりつけ医や診察のご相談

* 緊急連絡先は、いつも明確にしておいて下さい。



そのケガについて、1ヶ月の治療費の合計が500点未満のときは、申請出来ません。

500点以上のときは、保育園より申請させていただきます。スポーツ振興センター内で審査され、約2〜3ヶ月後、保育園へ通知が届きます。給付金確認後、保護者へお渡しいたします。

学校(園)でけがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。その仕組みを「**災害共済給付制度**」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



センターから

給付金が支払われます!

学校で、けがなどをして病院にかかり請求書類が届くと、センターは内容を審査し、基準に該当すると給付金をお支払いします。



- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

『医療等の状況』等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。用紙を持参してもその場で書いていただけない場合もありますことをご了承ください。



学校の管理下って？

1

授業中（保育中を含む）

例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など



2

学校の教育計画に基づく課外指導中

例 部活動、林間学校、臨海学校など



3

休憩時間中及び学校の定めた特定時間中

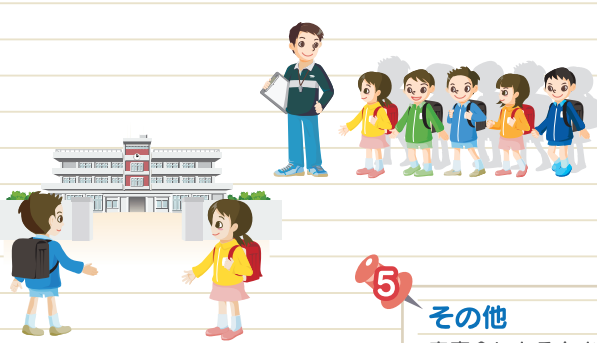
例 始業前、業間休み、昼休み、放課後



4

通常の経路及び方法による通学（園）中

例 登校（登園）中、下校（降園）中



5

その他

寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします

授業中にはさみで指を切る

遠足で虫に刺される

休憩時間に鉄棒から落下

通学中に自転車で転倒

休憩時間に階段から滑って転倒

部活動中の熱中症

学校給食などによる食中毒

部活動試合中の転倒

障害

負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第1級から第14級まで区分）

死亡

学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

本チラシは概要をお知らせしています。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、センターホームページをご覧ください。

